

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第三百三十号）

改正後

附則

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第十条 第三条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、次の表の上欄に掲げるこの告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第六号	(略)	(略)
第三条第一項	(略)	(略)
第五条第一項	(略)	(略)
第五条第六項	(略)	(略)

改正前

附則

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第十条 第三条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する最終指定親会社にあつては、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）附則第二条第三項の規定に基づき連結財務諸表を作成している最終指定親会社に限る。）が米国式連結財務諸表の作成を行っている場合には、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度が終了するまでの間、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げるこの告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第六号	(略)	(略)
第三条第一項	(略)	(略)
第五条第一項	(略)	(略)
第五条第六項	(略)	(略)

第二百八十二条	(略)	(略)	<p>第八条第一項第二号イ 第八条第一項第二号ロ</p>	(略)	<p>(略)</p> <p>連結財務諸表規則 第五条第一項各号 又は第二項の規定 に相当するものに 該当するため、連 結の範囲に含まれ ないもの(イに掲 げるものを除く。)</p>
第二百八十二条	(略)	(略)	<p>第八条第一項第二号イ 第八条第一項第二号ロ</p>	(略)	<p>(略)</p> <p>連結財務諸表規則 第五条第一項各号 又は第二項の規定 に相当するものに 該当するため、米 国式財務諸表の作 成上、連結の範囲 に含まれないもの (イに掲げるもの を除く。)</p>